

資格確認書をお届けします。

※世帯主様宛てに、該当される方全員分を同封しています。

福 島 県 国 民 健 康 保 険 資 格 確 認 書	有効期限 令和 9 年 9 月 30 日
記号 島6 番号 ****	枝番 01
氏 名 アイヅ タロウ 会津 太郎	
生 年 月 日 平成 2 年 6 月 20 日	性別 男
適用開始年月日 平成 8 年 4 月 25 日	
交 付 年 月 日 令和 8 年 10 月 1 日	
世 帯 主 氏 名 会津 太郎	
住 所 福島県会津若松市東栄町3番46号	
保険者番号 070029 交付者名 会津若松市	公印
18歳までの一部負担金の割合は0割	

この国民健康保険
資格確認書(茶色)は、
令和8年10月1日
より使用する資格確認書です。

★ 資格確認書ご使用についてお願いと注意 ★

1. 資格確認書は個人ごとの発行になりますが、保険税は世帯ごとの課税になるので、世帯主様宛てに納税通知書が送られます。
2. 資格確認書は、マイナンバーカードをお持ちでない方やマイナンバーカードに健康保険証の利用登録(マイナ保険証)をしていない方へお送りしています。
3. すでに社会保険などの別の健康保険に加入している方は、国民健康保険から脱退する手続きが必要ですので、以下のものをご持参のうえ国保年金課または支所・市民センターの窓口へ必ず届け出てください。

① 国民健康保険の資格確認書

- ・有効期限が「令和8年9月30日」のもの
- ・有効期限が「令和9年9月30日」のもの

令和8年9月30日までに脱退手続きをする場合は、どちらも持参してください。

② 社会保険などの資格確認書または資格情報のお知らせ

③ 届出人本人の確認ができるもの(有効期限内のマイナンバーカードや運転免許証など)

④ 世帯主と該当者の個人番号(マイナンバー)が確認できるもの

4. 現在受診中の方は、必ず10月1日からは、受診先の窓口で新しい資格確認書を提示してください。
5. 現在お持ちの資格確認書は10月1日以降使用できません。有効期限が過ぎましたら、ご自身で処分してください。また、細かく裁断するなど個人情報の取扱いに注意してください。
6. カバーは、現在ご使用のものをお使いください。破損や汚損した場合は、窓口で交換いたします。

★ 自己負担割合について ★

18歳到達年度(18歳に達した日以後における最初の3月31日)まで	0割
18歳到達年度を超えて70歳到達月まで	3割
70歳到達月の翌月(誕生日が1日である場合はその月)から74歳まで ※医療機関を受診する際には、「 <u>高齢受給者証</u> 」と、「 <u>国民健康保険資格確認書</u> 」を必ず医療機関の窓口にご提示ください。	高齢受給者証の一部負担金割合に記載のとおり

★ 資格確認書の有効期限について ★

1. 資格確認書の有効期限は「令和9年9月30日」です。
2. ただし、令和9年9月30日までに75歳を迎えられる方については、次の有効期限となりますのでご注意ください。

該 当 者 の 生 年 月 日	有 効 期 限
昭和26年 10月 2日 から 昭和27年 9月30日 まで	75歳の誕生日の前日
※75歳になると国民健康保険から新たに「後期高齢者医療制度」に加入します。 なお、後期高齢者医療の「 <u>資格確認書</u> 」または「 <u>資格情報のお知らせ</u> 」は、誕生日の前月に郵送で送付します。	

3. 転出している学生で、今年度で卒業予定の学年の方の有効期限は令和9年3月31日です。
また、卒業・就職・中途退学などにより学生でなくなった場合には、国民健康保険からの脱退手続きが必要です。

★ 資格確認書の裏面について ★

1. 臓器移植法の規定に基づき、移植医療に関する理解を深めていただけるよう、資格確認書の裏面に「臓器提供に関する意思表示欄」が設けられております。記入を義務付けるものではありませんので、被保険者ご本人の判断となります。15歳以上の方が意思表示の記入をした場合に限り、臓器の移植に関する法律に規定する書面として取り扱われます。また、「臓器提供意思表示欄」の記入の有無により医療の内容に違いが生じることはありません。
2. 意思表示した内容について、第三者に知られたくないという被保険者のために意思表示欄保護シールをご用意しております。国保年金課又は支所・市民センターの窓口でお受け取りになれます。